

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第22回会合議事録

日 時：平成26年4月24日（木）10:00～11:57

場 所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、五十嵐委員、植山委員、奥山委員、尾花委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員（代理：吉田氏）

（内閣府）：安田審議官、山岸参事官

（オブザーバー）：

内閣官房 IT 総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課併参事官（青少年健全育成担当）、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）報告案件

①平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査について

②平成25年度青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業について

（2）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成25年度）について

（3）青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討

（4）その他

3. 閉会

4. 議事内容

○清水座長 おはようございます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、第22回の検討会を始めさせていただきたいと思います。

初めに、委員の出欠状況等につきまして、事務局からお願いします。

○山岸参事官 それでは、御報告致します。

本日は、清原委員が欠席をされ、半田委員の代理で設楽様、別所委員の代理で吉田様が御出席をいただいております。なお、五十嵐委員及び植山委員につきましては、少しおぐれての御参加、御出席となります。

なお、関係省庁で前回の検討会以降に着任された方を御紹介させていただきます。

まず、警察庁の生活安全局情報技術犯罪対策課長の後藤和宏でございます。

続きまして、法務省大臣官房参事官の福原道雄でございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から本日の配付資料の確認をお願い致します。

○山岸参事官 それでは、配付資料でございますが、まず議事次第でございます。

2枚目に資料の一覧をお付けしております。資料は、資料1～資料10、かなり多くございますが、また参考資料も1～4というものがございます。なお、参考資料3と4はテーブル席の方々のみ配付をしているところです。不足等ございましたら、事務局のほうまでお申し付けいただければと思います。

順次、資料のほうを御確認致しますと、まず議題（1）関係は、資料1、資料2。

資料1がインターネット利用環境実態調査結果（概要）。

資料2がインターネット利用環境づくりフォーラムについての開催結果の資料でございます。

議題（2）関係につきましては、資料3が内閣官房IT総合戦略室の配付資料。

資料4が内閣府配付資料。

資料5-1、5-2が警察庁配付資料でございます。

資料6が総務省配付資料。

資料7-1～7-5までが法務省の配付資料。

資料8-1～8-3、これはリーフレット等も含めますが、これが文部科学省の配付資料です。

また、9-1～9-3が経済産業省の配付資料になっております。

議題（3）関係では、基本計画の見直しに向けた地方のほうからの意見聴取結果として資料をお付けしているところです。

参考資料につきましては、参考資料1が基本計画の進捗状況（平成25年度）について（概要）版。

参考資料2がフォローアップ結果（平成25年度）本体でございます。

参考資料3が平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書でございます。

参考資料4が外国調査の報告書になります。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の御確認をいただいた後に、座長に諮った上、公開をさせていただく方向で調整致したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山岸参事官 それでは、そのようにさせていただきます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

議題(1)は報告事項でございます。案件は2件でございます。

まず、内閣府から説明をお願いします。

○山岸参事官 それでは、資料1、資料2、参考資料3に基づき説明をさせていただきます。

まず、議題(1)関係の1つ目は、青少年インターネット利用環境実態調査結果(概要)についてです。お手持ちの資料1のほうに概要版のほうを配付しております。全体で24ページほどありますが、既に2月の検討会で速報版につき御説明しておりますので、本日は新しい部分を中心に説明致したいと思えます。

1ページ目、2ページ目は、それぞれ目次、調査概要になります。

調査の実施方法等につきましては、前回説明をしておりますので省略致します。

3ページ、4ページ、5ページ、6ページにつきましては、青少年の携帯電話・スマートフォンの所有状況、青少年のスマートフォンによる無線LAN回線の利用状況、青少年のインターネット利用状況-1、-2というものですが、これらについては前回説明しておりますので省略致します。

7ページ、概要5、青少年のインターネット利用状況(携帯電話・スマートフォン)でございます。今回の調査では、スマートフォンの所有者と、これま
いわゆるフィーチャーフォンの所有者を分離いたしまして数値を比較しておりますが、これによれば2時間以上所有している者の割合は、携帯電話では12.2%のところ、スマートフォンの所有者では51.1%、平均利用時間についても携帯電話では43.3、4分のところ、スマートフォンでは132.6分と4時間の長時間化が著しく見られるところです。

概要5では、これらの携帯電話・スマートフォンを通じたインターネットの利用時間について、学校種別、携帯電話の種別ごとに詳細比較分析をしております。資料をご覧くださいと、学校種が上がるにつれて長時間化している傾向が強くなるかと思われるが、従来型の携帯電話に比べて、スマートフォンを所有する青少年の利用時間の長時間化の傾向というものが顕著にあらわれていると思えます。

インターネットの利用時間の長時間化につきましては、健全な生活習慣の定着化等いろいろ御議論されることも多いわけですが、今後ネットネイティブの世代が保護者になる時代を見据えて、青少年と保護者、ネットメディアの節度ある関係のあり方について、どの

ように家庭において生活習慣の改善を図るのかなど、今後訴求性の高い啓発のあり方を含め議論を深めていく必要があると認識しております。

8ページ目の概要6、9ページ目の概要7につきましては前回説明しておりますので省略いたしまして、10ページの概要8、フィルタリング等利用率について御説明致します。

ここでは、携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等の利用率を分析しております。フィルタリング等の利用率については、何らかのフィルタリングを設定している場合のほかに、インターネットに接続できない機種、設定の場合を含む数字で経年比較をしております。

フィルタリング等の利用については、わからないと回答している保護者の比率やその変化が明確になるよう、速報版から図表のほうを変更したものでございます。

ちなみに総数の平成25年度のところでわからないという比率は、平成25年度と比較しますと、5.3%から17.1%と大きくなっております。

まず、全体の状況ですが、フィルタリング等の利用率の数字は全体では5割台半ば、55.2%とやや減少しております。学校種別に見ると、小学生で6割台前半、中学生で6割強、高校生において約5割と、いずれの学校種においても減少しております。

平成25年度については、フィルタリング等の利用率についてもスマートフォンと携帯電話、それぞれの所有者について分離して数値を比較しております。これが右側の図になります。携帯電話では66.7%のところ、スマートフォンの所有者では47.5%とフィルタリング等の利用率が低くなっています。

各学校種別を見ましても同じような傾向が認められることから、小中高生へのスマートフォンの浸透が全体としての利用率の低下の背景にあることがうかがえます。また、先ほども申し上げましたとおり、フィルタリング等の利用についてはわからないと回答している保護者が本年度の調査では17.1%と、昨年度に比べてプラス11.8%大きく増加しており、とりわけスマートフォンを持っていると回答した保護者では22%と極めて高くなっているところ です。

11ページ、概要9、フィルタリング等の利用率です。左側のグラフは、携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等の利用率を啓発経験の有無別で見たものです。いずれの学校種においても「特に学んだことはない」と答えた保護者よりも、啓発経験のある保護者がフィルタリング等を利用している状況がうかがえるところ です。

右側のグラフは、フィルタリングの認知率を経年別で見たものです。平成25年度は概ね横ばいで「知っていた」または「なんとなく知っていた」の合計は9割を超えているところですが、「知っていた」がやや減少をしています。

これらのことを考え合わせますと、スマートフォンを通じたインターネットの利用が急速に普及する中で、フィルタリングについては、概ね認知はなされいながら、フィルタリングの利用についてわからないと回答している保護者等がかなりの比率を占めていることから、スマートフォンにかかるフィルタリング等の利用という具体的な行動につながる

ルールまで十分啓発活動の取組等が浸透できていない、理解されていない、訴求できていないのではないかとということが懸念されるところです。

12ページ、概要10、フィルタリング等利用率－3（携帯電話・スマートフォン）です。携帯電話・スマートフォンを所有していると回答した保護者について、フィルタリング等を利用していない理由について分析しています。スマートフォンを所有していると回答した保護者では、従来型の携帯電話を所有している保護者と比較して「子どもを信用している」「子どもにとって不便と感じた」「SNS等を使いたいと頼まれた」「メッセージ等を使いたいと頼まれた」等が多くなっており、スマートフォンを通じたインターネットの利用実態を反映しまして、従来型の携帯電話とは異なる傾向がうかがわれるところです。

これらの使用からは、スマートフォンを通じたインターネットの利用が急速に普及する中で、やはりフィルタリングについては認知をなさりながら、「子どもを信用している」、フィルタリング等により利用ができなくなるインターネット等のアプリを利用したいなどの求めを受けるなどして保護者がフィルタリングを利用していない傾向がうかがわれます。

概要8でのフィルタリング等の利用率に係る保護者のわからないとの回答状況と考え合わせますと、スマートフォンを通じたインターネットの利用が急速に普及する中で、保護者がどの程度子供のインターネットの利用実態を把握できているのか、またスマートフォンのフィルタリング等の利用方法を本当に適切に理解した上で、子供のリテラシーや成長段階に応じて、その可否を含めた判断ができているのか、やや懸念されるところです。

また、インターネット上ではスマートフォンと同様のサービスを利用できるインターネット端末も普及しておりますので、端末機器、デバイスのいかに問わず、保護者が直接見回ることができない環境において、青少年をどのように見守っていくのか、どのようなことができるのか。これらについては、より訴求性の高い広報啓発活動のあり方を工夫しつつ、より丁寧にわかりやすい説明を事業者に要請するなど、利用者の立場に立った取組に努めていく必要があると考えております。

13ページ、概要11、フィルタリング等利用率－4（パソコン、ゲーム機・タブレット型端末・携帯音楽プレイヤー）です。これらの機器に係るフィルタリング等の利用率を見ますと、パソコンでは30.6%、ゲーム機では27.4%、タブレット型携帯端末では31.4%、携帯音楽プレイヤーでは23.9%と、携帯電話、スマートフォンに比べてかなり利用率は低くなっているところです。

先ほど申し上げましたとおり、これらの端末については、青少年がスマートフォンと同様の環境下でアプリ等を利用できるものも認められることから、今後、これらの端末機に係るインターネットの利用状況について適切にフォローしていく必要があると思っております。

14ページ、概要12、インターネット上のトラブルなどの経験－1です。携帯電話・スマートフォン、パソコン、ゲーム機・タブレット型端末・携帯音楽プレイヤーの機種別に、インターネット上のトラブルや問題行動に関する経験について分析をしています。「あて

はまるものがある（計）」と回答した青少年は、携帯電話・スマートフォンでは約5割、パソコンでは1割台前半、ゲーム機・タブレット型端末・携帯音楽プレイヤーでは1割台後半と、携帯電話・スマートフォンを利用した際に経験をするが多くなっています。

また、携帯電話・スマートフォンの中で機種別に見てみますと「当てはまるものがある（計）」と回答した青少年は、スマートフォンでは約55%、携帯電話の34%に比べまして特に高くなっているところです。

15ページ、概要13、インターネット上のトラブルなどの経験－2です。携帯電話・スマートフォンにおいてインターネットを利用していると回答した青少年について、平成24年度の結果と比較してインターネット上のトラブルなどの経験を分析しています。

平成24年度の結果と比較しますと「チェーンメールが送られてきたことがある」は大きく減少する一方、インターネットにのめり込んで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になったりしたことがある、SNSサイトやゲームサイト、メッセージやチャットなどで知り合った人とやりとりしたことがあるが増加しております。これらにつきましては、インターネットにのめり込んで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になったりしたことがある青少年、保護者の回答が、やはり携帯電話に比べてスマートフォンにおいてかなり高くなる傾向が見られることなどから、スマートフォンの急速な普及がインターネット上のトラブルや問題行動に係る回答結果の変化に影響を及ぼしていることがうかがえると思います。

16ページ、概要14、インターネット上のトラブルなどの経験－3（青少年の実態と保護者の認識のギャップ）です。

インターネット上のトラブルや問題行動に関する経験について、青少年と保護者の認識のギャップを分析しております。「あてはまるものがある（計）」との回答は高校生では保護者の回答が青少年の回答を下回っているところです。

概要8でのフィルタリング等の利用率に係る保護者の「わからない」との回答状況等々と考え合わせますと、スマートフォンを通じたインターネットの利用が普及する中で、保護者がどの程度子供の利用実態やこのような取り扱い等を理解した上で判断ができているかという点については、先ほど申し上げたとおり、やや懸念されると考えております。

17ページ、概要15、インターネットの利用に関して心配なことです。インターネットの利用について心配なことについて経年比較をして分析しています。名前や住所を安易に書き込んでしまうことは46.3%、目を悪くするなど健康を害することが46.1%、インターネットを利用する時間が長時間になることが45.3%、暴力的な内容、性的な内容、反社会的な内容を含むサイトにアクセスすることが46.2%とそれぞれ4割台を占めています。

また、平成23年度以降、目を悪くするなど健康を害することや、インターネットを利用する時間が長時間になることが増加する傾向が認められることから、これもスマートフォンの急速な普及とインターネットの利用時間の長時間化等がこれらの変化に反映されていることがうかがえると思います。

18ページ、概要16、インターネットの利用に関して心配なこと－2です。インターネッ

トの利用について心配なことについて、学校種別で分析をしたものです。小学生の保護者は全体として中学生、高校生の保護者よりも多くの項目をインターネットの利用について心配なこととして挙げられております。また、中学生、高校生の保護者と比較しまして、「名前や住所を安易に書き込むこと」「暴力内容等を含むサイトにアクセス」「友だち関係が悪化すること」「親の見ていないところでネット利用」をより多く挙げる傾向がうかがえます。

19ページ、概要17、インターネットに関する啓発や学習の経験についてです。インターネットに関する啓発や学習の経験は「学校で配布された啓発資料で知った」及び「学校の保護者会などで説明を受けた」が約5割、「テレビや本・パンフレットで知った」が約3割台半ばと、多くの項目で前年と同程度となっております。また「携帯を買った定員に説明してもらった」というのが増加する傾向が見られます。

20ページ、概要18、家庭のルール1（青少年の実態と保護者の認識のギャップ）です。インターネットの使い方についての家庭のルールの有無について、青少年の実態と保護者の認識ギャップを分析しています。総数では9.6ポイント、小学生では5.3ポイント、中学生では12.1ポイント、高校生では11.7ポイント、いずれの学校種でもギャップが見られるところですが、中高校生においてギャップが大きくなっています。

家庭のルールの有無については「特にルールを決めていない」「わからない」と回答している保護者の記述、その変化が明確となるよう速報版から変更しております。なお、昨年までは携帯電話の使い方についての家庭のルールについて、何らかのルールを決めているかとの設問であったため、数字の経年比較が単純にはできない点、御了解いただきたいと思います。

21ページ、概要19、家庭のルール2（啓発経験の有無別）です。インターネットの使い方についての家庭のルールの有無について、啓発経験の有無との経験を分析しています。家庭のルールに関して「何らかのルールを決めている（計）」との回答は、啓発や学習の経験について「学んだことがある（計）」と回答している保護者では約7割、「特に学んだことはない」と回答した保護者では5割弱となっております。総数では21.4ポイント、小学生で12.1ポイント、中学生で23.2ポイント、高校生では31.6ポイントと、いずれの学校種でもギャップが見られるところですが、中高生でギャップが大きくなっているところ

です。次、22ページ、概要20、青少年と保護者のインターネットに関する理解度です。お手持ちの資料のほう、飛んでおられる資料。申しわけございません。資料のほうの一部欠落しているものが入っておりますので、その部分を今コピーさせて追加します。22ページ以下、ちょうど3枚ある24ページまでであるものです。資料は21で切れて、22～24ページまでが欠落しているようですので、そちらのほうは今コピーしてまいります。

では、資料の準備ができ次第こちらの補足の説明をすることにいたしまして、お手持ちにある報告事項の2つ目の青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムについて先

に御説明をした上で、資料の準備が整ったところで資料1についての補足の説明を致したいと思います。

お手持ちの資料2をご覧くださいと思います。これは議題1関係の2点目ですが、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムについて」です。

青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムにつきましては、青少年インターネット利用環境に係る地方連携を進めるための事業として、平成25年度に推進をいたしました。資料のとおり、開会時期については10月～2月まで8箇所で開催をしたところです。この結果を見てみますと、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育、啓発に係る取組については、地域間で問題認識や取組についてかなりの温度差が生じていることを改めて実感しております。

具体的には、地域においてちょっと詳しい保護者をネットアドバイザーとして委嘱して、知識を更新する研修を費用負担する取組や、PTAを母体として地元で子供とメディアのかかわりについて活動するNPO団体やボランティア団体を研修の実施主体として登録して、研修会や集合学習の講師として派遣する費用を負担する試みなど、地域の自立的な取組の受け皿がしっかりとしている地域、また、保護者の子育て支援や家庭教育との連動した取組への問題意識の高い地域ではかなりの手ごたえを感じております。

内閣府といたしましては、今後これらの地方公共団体と協力して、地域に密着したモデルを条件の類似した地方公共団体等で積極的に行っていただくべく情報共有のフレームづくりに努めてまいりたいと考えています。

その一方で、参加をした方々との意見交換を通じて、例えばフォーラムを開催した都道府県の隣接した都道府県や隣接した市町村においても、隣の市町村でやっている取組自身についても十分に目配りがなされていないということもまま見られたところです。やはり同じ地域で実施する各種のフォーラムについてもやや縦割りの意識が強いところもありましたので、情報連携や情報共有のレベルで少し課題があるのではないかと考えられているところもありました。

また、それぞれのフォーラムに際して関係者の方々からは、保護者自身が青少年のインターネット利用に関心が低い場合に、こういうフォーラム等の集合型の講習会に参加しないのはもちろん、リーフレットを配っても読んでもらえない。実際にトラブルになった際にどうするかということが十分に伝わらないということもある。こういう気軽に相談できる窓口というのがいざ事になったときに、その人たちが使えるようにどう周知を図るのか。また、スマートフォン等のメディアとのかかわりについて、いかに訴求をしていくのか。啓発機会の工夫等についても課題を投げかけられたところです。

各地域では、その地域の実情を見据えて、子供とメディアのかかわりの全体のフレームの中で、それぞれ家庭教育や小児医療等と連動させた工夫に取組んでおられるところもございます。このような取組に積極的に取組んでおられるところからは、既にもうネットネイティブの世代がスマートフォンで子守りをする時代を迎えているのだから、今後は保護

者による、そういう子育てのライフサイクルを見据えて、家庭教育との連携に重点を置いた取組がもっとできるようにという声も多く聞かれました。

内閣府では5月下旬以降、子ども・若者育成支援推進本部の下での関係課長会議を連動させて合同開催するなど、地域におけるこのような問題意識についても、国における他の会議体等にも情報共有をさらに図っていきたいと考えております。

今年度、フォーラムにつきましては資料下段の記載のとおり、全国6カ所で開催する予定で調整を進めております。内閣府におきましては、本フォーラムの機会を目的意識的に活用しまして、地域において先進的に密着した形で地域の方々が取組んでおられる取組について、それがほかの地方公共団体等においても積極的にモデルとして適切に認識され、適切に一つ一つの取組がなされていくよう、情報共有、情報連携を強化してまいりたいと考えております。

また、関係省庁、地方公共団体、民間団体、機関等と連携して、本フォーラムの組み立て自身につきましても、このようなベストプラクティスの情報共有や、プログラム化して、それぞれの節目節目に行う普及啓発活動等と連動させるなど、できる限り実効性の高い場として民間団体の方や地方公共団体の方に御活用いただくスキームの工夫に知恵を絞ってまいりたいと考えております。

地方連携体制支援事業については今後の施策等の関係もありますので、やや詳しく踏み込んで申し述べさせていただきますが、以上でございます。

お手持ちのほうに欠落した資料が届いたかと思っておりますので、引き続き。

○清水座長 恐れ入ります。予定時間を10分ほどオーバーしているのですが、一番最後に時間があつたらということによろしいでしょうか。

○山岸参事官 わかりました。

○清水座長 ありがとうございます。

今、構成員のほうに3枚の追加資料がありますが、ご覧いただいて質問などがございましたら、最後にまたお伺いさせていただきたいと思っております。

ただいまの報告案件につきまして御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきたいと思っております。

次の議題ですが、恐れ入りますが、議事次第をご覧いただきたいと思います。ただいま(1)の報告案件を終了させていただきまして、(2)(3)に入りたいと思っております。これの御説明を同時にさせていただきたいと思っております。そして、各関係府省からの御説明が終わった後、その御説明に対して質問等をお願いしたいと思います。その上で、(3)につきまして意見交換をさせていただきたいと考えているところであります。関係府省に御説明をお願いしますが、それぞれ平成25年度の取組の進捗、フォローアップ状況につきまして御説明いただき、その上で今申しましたように、これを踏まえた基本計画に基づく施策の進捗に係る課題、問題点、あるいは今後の取組の方向性等について御説明いただくと

いうことでもあります。

その説明が済んだところで、各関係府省からの説明に対しまして若干時間をとりますので質疑応答の形をとらせていただきたいと思います。最後にまとめた（3）についての意見交換を設けさせていただきたいというところでございます。

それでは、最初に、内閣府から、平成25年度のフォローアップの概要の全体に係る説明、地方公共団体に係る意見聴取結果等に合わせて御説明をお願いします。

○山岸参事官 それでは、内閣府から順次御説明致します。

まず、平成25年度のフォローアップの概要の全体に係る説明でございます。お手持ちの参考資料1と2のほうをご覧くださいと思います。

参考資料2は、第二次基本計画の項目に沿って、該当施策と実施状況を取りまとめたもの。参考資料1はその概要版で、これらのうち主要な取組について基本計画の項目に沿って整理をしたものです。

該当施策の欄につきましては、第二次基本計画の具体的な施策に関する定量的な検証を行うための指標を盛り込んでおります。再掲している分も含めまして全体の108施策のうち6割半ばに当たる70の施策について指標を設け、実施状況の欄にできる限り具体的な数値を盛り込んでおります。これらの指標につきましては、昨年度の数値と比較ができるように整理しておりますが、基本計画策定後の状況の変化も踏まえて、取組の実施状況の評価の参考となる数値を記載しておりますので、各施策の効果の検証に役立てていただければと考えております。個々の項目に係る施策につきましては、これから順次各省庁からフォローアップの報告等として説明がなされますので省略をし、その機会に当該資料についてもあわせてご覧くださいと思います。

まず、フォローアップの全体状況の説明については以上です。

引き続き、都道府県からの意見聴取の結果、地方公共団体に係る意見聴取結果について説明を致します。

資料10をご覧くださいと思います。

3月に内閣府より地方公共団体、これは都道府県及び指定都市でございますが、これらに対して青少年が安全に安心してインターネットを利用するための課題に係る意見のほうを聴取するため、依頼文を发出しております。これらの地方公共団体からの意見聴取の結果につきましては、回答がまだ全ていただけていない状況です。回答が遅れている地域からの回答を含めて整理した上で、今後検討会に情報共有を図る方向で準備を進めていきたいと思っております。

本日は、検討会の討議に資するよう、都道府県に条例制定状況等とあわせて、緊急な対処を要する課題及びさらに効果的な取組とするためにどのようなことが考えられるかということについて御回答いただいた項目につき、主要なものを御紹介させていただきます。

まず、地方公共団体における条例の整備状況、これは平成26年1月現在で取りまとめをしたときの資料でございますが、これを2ページ目にお付けしております。各地域におけ

る条例につきましては、青少年インターネット環境整備法を受けて地方公共団体において、その内容、手続を補完する観点から、インターネットの利用に係る事業者の責務や、インターネット利用に係る保護者等の責務、携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置等について、それぞれ法を補完する規定等が設けられているところでございますが、平成26年1月末現在の規定の整備状況を見ますと、スマートフォン等の無線LANの利用の急速な浸透を受けて、スマートフォンや公衆無線LAN等に係る事業者の責務等に係る規定を設けている事例も増加しております。また、このような情勢を踏まえて、幾つかの県において3月議会において条例が制定され、また今後条例改正の検討を進めておられるところも承知しております。地方公共団体においては、地域の実態に応じた取組が進められているところですが、それぞれ地域の情勢に応じた取組の差というものが見られたところです。

次に、2の「青少年のインターネット利用環境の変化を踏まえ、緊急な対処を要する課題について」の主な回答状況です。

45自治体から現時点において回答をいただいております。スマートフォンの普及に伴うフィルタリング率の低下や、無線LAN環境下におけるフィルタリングの周知が困難だということ、また保護者の普及啓発に関する取組がなかなか定着が難しいという点、啓発教育の訴求性を上げる必要があるのだということも指摘を受けております。

資料の3ページ目のほうに東京都青少年問題協議会からのメッセージの写しのほうをお付けしておりますが、東京都等のほうからは、ネット依存に対する対策というのは急務ではないかというような形で御意見をいただいているところです。

また、4ページ目のほうに関東知事会の平成25年6月の知事会要望の抜粋をお付けしておりますが、一部の県からは、このような形で要望を添付する形で、制度見直し検討に係る要望を挙げておられるところもございます。また、これまでの取組をさらに効果的な取組とするために新たに検討すべき課題としては、26自治体から回答をいただいております。

情報リテラシー教育を必修化すべき。ネットリテラシーの専門教員を任命すべきではないか。保護者向けの教育をさらに充実すべき。特に事業者の自主的な取組として保護者教育を促進していただくことはできないか。また、保護者に自分の責務を自覚させるための取組の重要性を意識づけるべきではないか。

下の2つは東京都のほうからのものですが、ネット依存に陥った者に対する臨床関連の施策を推進するための保健医療分野との連携。また、青少年と保護者に対する施策をより効果的に推進するための教育分野との連携について挙げられているところでございます。

資料10については以上のとおりでございます。

引き続き、内閣府の平成25年度の取組状況について、資料4に基づいて御説明致します。

内閣府では、取組は大きく4つございます。

1つは、本検討会の開催についてです。平成25年度につきましては、LINEからのヒアリングのために臨時で開催をいたしました10月を含め5回を開催しております。また、平成

25年2月の21回の検討会から、基本計画の見直しに向けた検討を開始しているところです。

2つ目は、広報・啓発活動の実施です。第二次計画において保護者に対する有効な普及啓発支援の検討が新たに設けられたことを踏まえまして、有識者による検討会議を開催し、報告書を踏まえつつ、リーフレットの改訂や、また、関係省庁と連携した「春のあんしんネット一斉行動」等の取組の一環として地方公共団体、青少年非行防止月間、被害防止月間の協力・協賛団体等に対する取組の協力依頼等を行ったところです。

3つ目は、国内外の実態調査の実施です。平成25年度のインターネット利用環境実態調査につきましては、先ほど御報告申し上げたとおり、その全体を3月31日に取りまとめしております。また、平成25年度はアメリカ、フランス、スウェーデン、韓国における青少年のインターネット環境整備状況等の調査を実施したところです。参考資料4として報告書をお配りしておりますので、また御活用いただければと思います。

4つ目が、青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業です。先ほど御説明しましたとおり、全国8ブロックで昨年度から開催をしております。本年度につきましては6箇所予定をして進めることとしております。内閣府としての課題についての認識について御説明を致します。

先ほど利用状況調査等の箇所でも御説明をしましたとおり、普及啓発については、それぞれの取組の連動化やプログラム化というものをもう少し進めて、それぞれの節目に応じた訴求性の高い取組に工夫をしていく必要があるだろうと考えております。また、これらの取組については、定着度の向上という点が非常に課題になっておると考えております。定着度の向上等については、例えば覆面調査や利用状況調査の結果を踏まえてどのような取組がさらにできるのか検討を進めていきたいと考えております。

また、これらの情報共有につきましても、2月の検討会の席でもベストプラクティスの共有等に努めるべきと委員からも指摘も受けているところです。これらについては、それらの各地域で取り組まれている先進的な取組がほかの地域でもよりそれをモデルとした取組が進むべく、内閣府におけるホームページ等をハブとした情報共有施策について既に取組を始めているところです。今後は、青少年担当の課長会議や、それぞれの地域のフォーラムの機会を国家的に連動させて、国、地方公共団体、民間団体におけるこのようなベストプラクティスモデルの情報共有の活性化に努めていきたいと考えております。できる限り実効性の高い場を提供し、普及啓発の実を上げるという点に配した取組に努めていきたいと考えます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

以上、内閣府から御説明いただきましたが、御質問がございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。特にございませんか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、内閣官房IT総合戦略室から御説明をお願いします。

○濱島参事官 内閣官房IT総合戦略室でございます。資料3に基づき御説明させていただきます。

きます。

私どもの取組といたしましては、広報啓発活動が中心でございます。インターネット上に違法・有害情報の対策ポータルサイトを設置しておりまして、情報提供を行っているということをおこなっております。

内容といたしましては、違法・有害情報の被害に遭わないための情報でありますとか、政府の取組、その他、それから携帯電話用のモバイルサイトといったようなところにつきまして情報提供をさせていただいております。また、このほかにインターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルといったようなものを作っております、これは状況に応じて開催することができるようになっていましてでございますが、こういう枠組みを用意させていただきまして、ケース・バイ・ケースで迅速かつ正確な情報共有の実現というようなことに取り組ませていただいております。

現状の課題認識でございますけれども、広報啓発活動のところにおきまして、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようになるための施策展開でありますとか、取組ということが進捗していく中で、ホームページの中の情報が古くなってきているというようなことでもありますとか、更新がやや遅れてきているというようなこと、こういったことからホームページについて見直しをかけていくことが必要なのではないかと考えております。

また、さまざまな検討が進む中で、情報収集もこれまで集めてきた関係団体といったところでなく、地域的な広がり、面的な広がりといったものを持たせて行く必要があるのではないかと考えております。こういった点を含めまして、我々、これからも広報啓発活動に取り組ませていただき、なおかつ、良くしていきたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ないようでしたら、続きまして警察庁からお願いします。

○後藤情報技術犯罪対策課長 それでは、お手元の資料5-1に沿いまして御説明を申し上げます。

まず、1つ目でございますけれども、教育・啓発活動の関係でございます。

学校、家庭向けの啓発ということで、出会い系サイトなどに関連いたしました犯罪被害の防止のために、女子中学生、高校生、その保護者を対象といたしましたリーフレットを作成いたしまして、昨年6月に警察庁のウェブサイトに掲載をするとともに、学校等に配付をしているところでございます。

また、私どもはサイバー防犯ボランティアの育成支援に取り組んでおり、やや古い数字で恐縮でございますけれども、昨年4月1日現在で、全国において75団体、3,858人が活動しているところでございます。

次に、2でございますけれども、児童の犯罪被害防止の関係でございます。

ここでは、(3) 保護者向け啓発用リーフレットの作成について御説明を申し上げたいと思います。これにつきましては、資料5-2といたしましてリーフレットを配付させていただいております。「STOP! ネット犯罪」と銘打ったリーフレットでございますけれども、これにつきましては私ども研究会、児童のスマートフォン利用に対する効果的な広報啓発に関する研究会というところで、千葉大の藤川教授に委員長を務めていただいたところでございますけれども、この研究会における有識者の方々の御意見をもとに作成をしたものでございます。

本年3月末、先月末に作成をいたしまして、関係方面に配付をさせていただいているところでございます。内容的には主としてフィルタリングを利用しないことによる危険性、それでフィルタリングの利用を呼び掛ける、そのような内容になっているところでございます。

次に3でございますけれども、サイバー犯罪の取り締まりの関係でございます。昨年中検挙いたしましたネットワークを利用した青少年被害に係る違反につきましては、児童ポルノ、児童買春、青少年保護育成条例、いずれも増加をしているところでございます。特に昨年中は無料通話アプリのIDを交換する掲示板というのが最近目立っておりますけれども、ここで出会って被害を受けるというケースが増えているところでございます。

最後に4といたしまして、違法有害情報対策の関係でございますけれども、御案内のとおり、私どもホットライン業務につきまして民間に委託をしまして、平成18年6月から運用をしているところでございます。また、あわせまして、いわゆる登録制サイトなど、一般の方々からなかなか通報が期待できない、そういったサイトに掲載された情報収集のためにサイバーパトロール、これも民間に委託して実施しているところでございます。

このインターネットホットラインセンター等の昨年の運用状況につきましては、まさに本日公表予定でございますので、また御参照いただければと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問がございましたらお願いします。

サイバー防犯ボランティアの活動という御説明が最初にございましたが、新聞報道ではかなり効果が上がっているように感じたのですけれども、そういう印象は大きいでしょうか。

○後藤情報技術犯罪対策課長 サイバー防犯ボランティアにつきましては、昨年4月1日現在の数字で、本年4月1日現在の数字につきましては今集計中でございますけれども、県によってはあまねく団体が設立されて活動しているという状況も見られますし、それにつきましては御指摘のとおり、かなり活発に行われているところも見られるというところでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに御質問がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、続きまして、総務省からお願いします。

○玉田消費者行政課課長 資料6に基づきまして御説明を致します。

まず、○の大きく3つでございます。1点目「スマートフォン安心安全強化戦略の公表」。

こちらはICTサービスに係る諸問題に関する研究会ということで、昨年9月に強化戦略の報告書を発表させていただいております。これはスマートフォンに係る3つの大きな課題を取り扱うものでございまして、そのうちの1つが青少年問題ということでありまして、ここにありますように、スマートフォン時代に適した携帯電話事業者によるフィルタリングの説明、すなわち不用意にフィルタリングを外す場合のリスク等についての説明でありますとか、あるいはソーシャルメディアの利用の拡大に伴いまして、自主的なガイドラインをつくって、それを普及させようといった点等を指摘させていただいているところでございます。

これを受ける形で、1つは安心ネットづくり促進協議会の御協力をいただきまして、ソーシャルメディアガイドラインのひな型をつくっていただいた、こちらをサポートさせていただいたということ。この安心・安全強化戦略の中でも触れてございますけれども、リテラシーの現状を可視化するというところで、総務省において一昨年作成しましたILAS (Internet Literacy Assessment indicator for Students) ということで、選択式のテスト問題とその実施結果でございますが、これを高校1年生でつくっておりましたのを小中学生、低年齢層にも適用できるようにしようという形で、やや簡易なものをつくっていただいて、またそれを子供たちと保護者に対して実施をするということをやっていただいたことをサポートさせていただいております。

2点目が「春のあんしんネット・新学期一斉行動の実施」ということでございます。

こちらはまさに8省庁の連名でこの2月に全国高等学校PTA連合会、または日本PTA全国協議会に対して共同文書を発出させていただいたということが皮切りでございますけれども、総務省といたしましても、ここにありますように、関係事業者、特に携帯電話事業者に対しまして、この3月期といいますのは新学期に向けてスマートフォン等を始めて手にする子供たちも多いということで、フィルタリングについてしっかり説明をしてほしいということを文書で要請もいたしまして、またあわせて保護者へのフィルタリングの管理の徹底もお願いしているということでございます。

さらに、若干新年度にもかかわりますけれども、全国11カ所ございます総合通信局においても、各地域地域でPTAあるいは地元の事業者と協力をしまして、駅前などの街頭あるいは一部学校での入学式でのリーフレット配布や講習会、さらにはこういった取組を地域のメディアで取材協力いただいて周知啓発を行っているということもやらせていただいております。

3点目といたしまして「フィルタリングの普及とリテラシー向上のための周知啓発の取組の継続・強化」ということでありまして、フィルタリングそのものにつきましては、特に

スマートフォン時代におきまして、無線LANあるいはアプリケーションにも対応可能なものの開発を関係事業者をお願いいたしまして、順次提供が進められているということでございますけれども、あわせて地域における連携体制の構築ということで申しますと、各地域地域でPTAあるいは自治体等の関係者が幅広く連携を持って、また継続的にこのリテラシーの向上のための普及啓発活動を実施することができるための体制整備のために、総合通信局が一種のコーディネーターとなりまして、その枠組みづくりも進めているところでございます。その文脈において関係する団体とも協力をいたしまして、各種啓発用のDVDも作成いたして活用させていただいております。

3 ポツ目が、先ほども出てまいりましたけれども、インターネットリテラシーに関する指標については、過去2度にわたりましてそのテストを実施したところでございます。また、今年度も同時期に実施できるように準備をいたしております。

最後、e-ネットキャラバンにつきましては、平成18年から実施しておりますけれども、昨年、平成25年度は過去最高の年間2,073件、33万人に対して受講をしていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

総務省の御説明につきまして御質問がありましたらお願いします。

春のあんしんネット・新学期一斉行動というのは今回初めてということになりますか。

○玉田消費者行政課課長 はい。まさに、ここの2月に共同文書を出してのスタートということでございますけれども、それぞれ関係省庁でできることをやっていると認識しております。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○国分委員 インターネット協会の国分でございます。

下から2番目のインターネットリテラシーに関する指標策定の取組の中で、3,500名の高校一年生を対象にテストを実施されたということですが、地域で何か差があるとか、各地域ともそれぞれやっていて大体同じとか、あとこれは経年変化というか、前の都市の比較とか、その辺の状況はどうでしょうか。

○玉田消費者行政課課長 ありがとうございます。まず、過去2年やりました。それによりまして、得意分野、不得意分野というのが出てくるのですけれども、2年とも若干成績の悪いのがセキュリティ、プライバシー関係の問い、それから、電子商取引における詐欺的取引等に遭うという類の問いでございました。全体的には、初年度よりも2年目のほうが成績はどの項目も上がっているという状況で、一定のこういったリテラシー向上活動の成果も見えるのかなと承知しております。地域性ということでいいますと、まだこの2年間では有意な差があるとは認識していません。

○清水座長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、法務省からお願いします。

○福原参事官 法務省です。

平成25年度における法務省の取組は、人権啓発と人権相談に関するものとなります。

当省の資料は右上に資料7-1～7-5と書いてあるものとなります。7-1～7-3までが人権啓発活動、7-4と7-5が人権相談に関するものになります。この2点について御説明致します。

まず、人権啓発活動についてです。法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、年間を通して全国各地で各種啓発活動を実施してまいりました。

平成25年度においても人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動の推進として、人権擁護委員が講師となって学校の総合的な学習の時間などを利用して、人権の大切さを子供たちと考える機会となる「人権教室」や「インターネットと人権」をテーマにした人権シンポジウムの開催等、インターネットの適正な利用についての啓発活動を実施しました。

「人権教室」では、子供たちが興味を持ちやすいように、また、人権尊重思想について理解しやすい内容となるように、インターネット上における人権問題についての人権啓発ビデオや啓発冊子等を活用するなど、工夫して実施しております。実際に活用している啓発冊子の内容については、お配りした資料7-1及び7-2を御参照願います。

また、法務省の人権擁護機関では、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたバナー広告を作成し、ブログサイトや、いわゆるソーシャルネットワーキングサービス（SNS）サイト等に掲載しております。実際に掲載されたバナー広告の画面は、お配りした資料7-3を御参照いただきたいと思います。

次に、人権相談についてであります。

法務省においては、国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省人権擁護局のほか、その下部機関として全国の法務局・地方法務局に人権擁護部、人権擁護課があります。法務大臣から委嘱された民間ボランティアである約1万4,000人の人権擁護委員の方々とともに、様々な人権問題に取り組んでおります。

資料7-4を御覧ください。

人権問題に係る主な人権相談体制として、全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、面談や電話等で人権相談に応じているほか、子供に関する人権問題相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤルで設置し、悩みを抱える子供たちが相談しやすい体制を整備しており、昨年は約2万9,000件の相談が寄せられております。また、平日の相談時間を延長するとともに、土日にも相談に応じることなどを内容とする全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を年1回実施しています。

このほか、全国の小・中学校の全児童・生徒に対し、人権相談用の封筒と便箋が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を配付して、子供たちが発信する悩みごとをいち早く受け止める事業を実施しています。昨年度の相談件数は、現在集計中ですが、平成24年度は約2万2,000件の相談が寄せられました。加えて、パソコンや携帯電話から相談できるインターネット人権相談窓口（SOS-eメール）を開設しています。

資料7-5を御覧ください。人権侵害情報への対応として、ただいま説明しました人権相談などを端緒とし、人権侵害の疑いがあると認められるような事案については、人権侵犯事案として調査を開始し、調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合には、救済のための適切な措置を講じています。

インターネット上における名誉毀損、プライバシー侵害等の人権侵害情報に関しても、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について相談者に助言しているほか、表現の自由に配慮しながら、事業に応じて、プロバイダ等に対し、当該情報の削除を要請する取組を行っています。子供以外からの相談も含まれますが、昨年寄せられたインターネット上の人権侵害情報に関する相談件数は、約4,300件であり、プロバイダ等に対し、人権侵害情報の削除を要請した件数は140件となっています。

法務省からは以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問がございましたらお願いします。

どうぞお願いします。

○曾我委員 法務省のほうにお聞き致しますが、今、削除要請依頼が4,300件あって実施したのが140。4,300から140程度しかできないのか、4,300の中で140件だけが当てはまったのか、そこを教えてくださいませんか。

○福原参事官 済みません、その内訳については正確に把握しておりませんので、次回、御説明したいと思います。よろしいでしょうか。申し訳ありません。

○清水座長 では、次回、よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

非常に難しい問題とっております。よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、文部科学省から申し上げます。

○川又青少年課長 文部科学省でございます。

資料8-1をお願いします。今取組んでいる中身の全体像について御説明いたします。1点目としては、情報モラル教育を引き続き推進しております。特に昨年度につきまして、2つ目の四角（◆）の「情報モラル教育に関する指導力の向上」の2つ目のポツにございますが、ネット依存やスマートフォン、SNSの普及などの情報化の進展に伴う、新しい課題に対応し、学校において適切な指導を行うための教員用の手引書を新たに作成いたしました。これは先月3月末に各教育委員会に配付をするとともに、ホームページでもダウ

ンロードできるという形にしており、書籍による教材とDVDの視聴覚の教材がとセットになったものでございます。

2点目の、「ネット上のいじめへの対応」でございますが、これは昨年、いじめ防止対策推進法という新しい法律ができ、この法では、いじめの定義の中にインターネットを通じて行われるいじめというものを含んでいるわけですが、今これに基づいて、各地方でも基本計画などの策定が進められております。ただ、SNSの中身がなかなか効果的にパトロールできない、把握が難しいといったところを課題であると認識しております。

右側にいきまして、4番目の「子供や保護者への啓発」ということですが、地域における啓発活動を行う事業については、後ほど紹介いたしますが、まず、先ほど総務省から御紹介のありました春のあんしんネット新学期一斉行動においては、PTA、各学校に御協力をお願いいたしました。

また、スマートフォン対策を含むリーフレットの作成・配布、e-ネットキャラバン等々に取り組んでおります。

2枚目に「ネットモラルキャラバン隊」ということで平成23年度から実施している3年目の事業でございますけれども、昨年度は12箇所を実施いたしました。昨年度は、特にPTAの御協力をいただいたほか、総務省の地方総合通信局にも御協力をいただきまして、年々手ごたえを感じているところでございます。こういうキャラバンをきっかけに、地域で取組を進めていただくきっかけを作っていただくということでございます。

3枚目は、「地域における有害情報対策推進事業」ということで、こちらは地方のいろんな関係者がコンソーシアムのような形でネットワークをつくって、それぞれの地域の実情に合った広報啓発活動を行っていただくというもので、昨年度は6箇所を実施いたしました。

4枚目は、「青少年安心ネット・ワークショップ」ということで、これは中学生などの当事者が議論などを通して、当事者がインターネットの有効な利用法などを発信していただくというものでございます。ご覧の4箇所を実施いたしました。

また、5枚目ですが、これら昨年度の事業を総括する形で3月8日に全国フォーラムを文部科学省ので実施いたしました。こうした活動については、今年度も引き続き実施をしていきたいと考えているところでございます。

リーフレットの紹介をさせていただきたいと思いますが、資料8-2は、「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」という2014年版でございます。これは小学校高学年、中学生に向けた今年度版のリーフレットでございます。

次の資料8-3は、「ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ」というもので、これは新しく昨年度末に作成したものであり、特に高校生になってスマートフォンを持つという方が非常に多いということを踏まえたものでございます。資料を開いてください。特に2点に絞った内容にしております。

左側がいわゆるリベンジポルノと呼ばれている事ですが、写真を安易に送ってしまっ

というような事例を掲載しております。

右側は不適切な写真を掲載してしまい生涯を棒に振るといったような事例を紹介し、特に注意をしていただきたいということで、高校生に向けたものでございます。こちらのリーフレットは132万部を刷りまして、入学式等でご活用いただけるよう全国の新しく高校に入学する全員分を、文部科学省から直接各高校に送付いたしました。現在は、各学校からも、もう少し送ってほしいとか、いろいろ反響もあるところでございます。また、これらは文部科学省のホームページからもダウンロードして自由に活用いただける形になっているところでございます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

文部科学省の説明につきまして質問がございましたら、お願いします。

文部科学省から学校へ直接というのは今までもあったわけですか。

○川又青少年課長 余りないです。普通は教育委員会を通じたりするのですが、今回は高校生向けに関しましては、直接国公立にもお送りをさせていただきました。

○清水座長 ありがとうございます。ダイレクトが非常に効果的なような感じがしました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、経済産業省にお願いしたいと思いますが、時間が出てきましたので、経済産業省の後に、先ほどの報告事案の内閣府の3枚についてお願いします。

では、経済産業省、お願いします。

○佐脇情報経済課長 経済産業省でございます。

資料番号9-1～9-3。2、3はチラシでございますけれども、御説明を進めてまいります。

2つございます。

1つは、事業者によるフィルタリングの提供に関する取組に関するものでございまして、従前から調査などを踏まえ利用実態に即したフィルタリングの容易化措置、あるいは普及啓発ということを進めているところでございます。

情報提供・普及啓発活動につきましても継続的にやっているものでございますが、青少年、保護者、学校関係者向けの一般向けセミナーにつきまして昨年度も1,772人一緒に展開しました。8割、9割の理解度ということで、目標を達成しながら回数を重ねていると承知してございます。

指導者向けセミナーにつきましても、20回、478人ということで展開してまいりましたし、インターネット安全教室につきましても25年につきましては120回という実績になってございます。

資料9-2のチラシにつきましては、先日のこの場においても御紹介いたしましたけれども、事業者、とりわけゲーム機のメーカーの自主的な取組といたしまして、このような活動を始めているところでございます。これの成果につきましても、十分に見極めながら

PDCAを回しているということかと思っております。

このように関連機器の利用実態に応じた事業者の自主的な活動もさまざまな工夫や努力が続けられたところをごさいます、現状の取組のまま一定の成果は上がっているのかなと理解はしております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問がございましたら、お願いします。

資料の一番下のインターネット安全教室、120回と書かれていますが、1回あたりというか、総人数というか、参加者数は大体どのくらいの感じでしょうか。

○佐脇情報経済課長 受講者人数は、全体で8,000人弱になってございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では、どうもありがとうございました。

それでは、最初の報告事案、平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査の資料が欠けておりました22ページから3枚につきまして御説明をお願いします。

○山岸参事官 先ほどは資料が欠落しておりました失礼をいたしました。

資料1の追加分、22ページ以降の概要20以降について説明させていただきます。

概要20につきましては、青少年と保護者のインターネットに関する理解度についてです。保護者に対し、保護者と青少年では、どちらがインターネットに詳しいと思うか尋ねた結果を学校種別及び全体の経年比較で分析をしたものです。自分のほうが詳しいと回答した保護者は小学生は7割台前半、中学生は約4割、高校生は約2割となっており、学校種が上がるにつれて、保護者が自分よりも青少年がインターネットに詳しいと認識していることがうかがわれるところです。

保護者がその責務を適切に果たしていくためには、やはりインターネットの利用に係る知識、技能、コミュニケーション能力を保護者自身が身につけているのか、十分に理解できているのか、そこが重要になってまいります。この点でやや懸念をされる資料となっております。今後、青少年インターネット利用環境の整備を的確に進めるに当たっては、保護者を訴求対象としてきめ細かな普及啓発が図られるよう、子供のリテラシーや成長段階に応じて、保護者自身がどの程度理解できているか、利用実態調査に関して保護者についても検討を進める必要があると考えています。この観点で利用状況調査の高度化等についても検討してまいりたいと考えます。

続きまして、23ページの概要21、青少年インターネット環境整備法の認知状況です。保護者に対し青少年インターネット環境整備法があることを知っているかどうか、これを尋ねたところ、法律があることを知っていると回答した保護者は平成25年度は約3割、保護者に義務があることを知っていると回答した保護者は約2割、保護者に責務があることを知っていると回答した保護者は1割台後半、「いずれも知らない」と回答した保護者は5割台後半となっているところです。

24ページ、概要22でございます。青少年のインターネット利用に必要な取組です。青少年のインターネット利用に必要な取組について、どのような取組が必要かということについて経年で見えておりますが、「有害サイトへの規制を強化する」が7割前半、「家庭における取組を支援する」が約6割、「有害情報サイト責任者への規制強化」が5割前半、家庭において情報モラル教育を強化するが5割強となっております。なお、「フィルタリングの使用を徹底させる」「フィルタリングの性能を向上させる」は、平成24年度から25年度にかけて増加する傾向がうかがわれているところです。

実態調査の結果については以上となります。先ほどは本当に失礼をいたしました。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ただいまの3枚の御説明につきまして、御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。以上で議題の(2)(3)につきまして、関係省庁から御説明をいただきました。(2)の御説明は、基本的な計画の進捗状況ということで25年度につきまして御説明をいただきました。

(3)につきましては、基本計画に基づく政策の進捗状況等に係る検討ということで、それぞれの関係省庁から御説明をいただいたところでございます。この両方につきましての御意見等をいただきたいと思いますと思いますが、本日は特に議題(3)につきまして、関係府省から御説明をいただきましたが、それぞれ連携して活動されているのも御説明の中にあっただと思います。この連携してプロジェクトを推進するというのも効果が高いことだと思っております。

そういういろんな観点があると思いますが、意見交換ということで今後の状況あるいは最近の状況等もあるかと思いますが、それぞれ構成員から御発言いただければと思います。

尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 各省庁の取組、詳しく御紹介いただきありがとうございます。もう法律が議案に上がってから、かれこれ4年も5年も6年もたっているような状況で、その中で法律を知らない人がこんなにまだまだいっぱいいてということは多少ショックではあるのですが、ただ、法律を知らないのが保護者の方とか御家庭のお子さんとかならよろしいのですけれども、一番気になっている点は、今、イオンさんとかビックカメラさんが低価格のスマートフォンの販売を開始されて、ニュース等でも大変話題になっておりますし、端末の代金自体が1万円台からとか、あるいは利用料金が月額980円ということで、電話しにくいような御年輩の方々には大変好評だというのは、滑り出しとしてはビジネスとしてはいい点なのですが、イオンさん、ビックカメラさん、それぞれ法務がおありのはずで、製品が出る前にきちんと法律のチェックをされているはずだと私は信じたいのですが、実際この発売されているスマートフォンにはフィルタリングの設定ができるような状況になっているわけではなく、なおかつ店頭での説明といっても、例えばイオンのショッピング

モールの中できちんと18歳未満が使うか使わないか聞いているかとか、あるいは未成年に対してプレゼントするのだったらそれなりの設定が必要なのですよと、例えばおじいちゃん、おばあちゃんに説明しているかとか、そもそも説明したところで18歳未満に対応できる仕組みが中にあるのかなのかとか、そういったところを商品の企画段階で検討されないうで商品が出てしまっているという現状があると、保護者が知らないどころの騒ぎではないので、企業さんはこういった形で低価格体のスマートフォンとか通信機器を出されるのであれば、しっかりまず製品が世の中に出る前に法律をチェックしていただいて、それに準じた商品にさせていただき、販売体制から販売員のある意味説明努力というところにおいても、そういった要因をつくっていただく、育てていただくというようなことをきちんとしていただかないと、こうやって会議をしたり、各省庁それぞれさまざまな取組をしていただいたり、ITに関係する全ての業界が一生懸命自分たちで努力してやっているにもかかわらず、業界が違ったから知らなかったとってすこんと旧体制のようなものが出てしまうというのは、大変今の動向上、すごく問題があると思っています。

まず、これは多分経産省さんとか総務省さんから聞いていただくことになると思うのですが、イオンさん、ビックカメラさんに、まずフィルタリングの設定が用意されていない理由は何なのだと、法律を知らなかったのかと、検討しなかったのか、それとも18歳未満が使わないだろうと、動画がうまく動かないからということで、18歳未満は使わないという前提だからあえて用意しなかったのか。だとしたら、売らないようにと店頭で指導しているのかというようなことをヒアリングしていただけたらいいなと。事情がわからないので、逆にそういったヒアリングをしていただいた結果で注意喚起をするなり、各企業さんのITやネットに関係しない企業さんもこういうところに参入するのであれば、法律をしっかり把握して、ちゃんと準じていただくような、特に17条のことをしっかり把握していただかないと、この業界に参入してこないでほしいというのが私の正直な感覚です。

もう一点、似たようなものが最近多く子供たちの手に渡っているのが、学習用タブレットなのです。何回か前に学習塾のほうで入塾祝いにスマートフォンをプレゼントしてしまっている塾があって、そこはフィルタリングをちゃんとかけるような設定になっていないのではないかとということで、ぜひ調査をお願いしますというお話をさせていただいたので。

学習用のタブレット、CMなどでも出ていますし、子供たちがそれを使って、学校で配られているものではなくて、教材会社さんのものとして使っているケースが大変多くなったのですが、もちろん、大人、保護者のためのモードというのがちゃんと用意されていて、保護者が管理できるようになっているのですけれども、いかんせん大人モードというか、保護者モードに、自分自身、お子さん自身が切り変えてインターネットに接続して、実際にそこからトラブルに巻き込まれてしまった事例が正直出ているという現状で、残念ながら、私、身近でも持っている子供がいて、様子を見てみると、スマートフォンや携帯電話やパソコンを操作しているときは保護者はそんな長いことをやってはいけないとか、ゲー

ム機に関しても注意しているのですが、とりわけ、学習タブレットを使っているときには、保護者は勉強していると思って安心して様子を見ないという傾向が高いのです。それをわかっていて、子供は勝手にパスワードで大人モードにしてしまって、ネットサーフィンをそれで楽しんでいるという現状で、だからトラブルが起きているというような状況に陥ってしまっている。

これが実際に現状なので、保護者に対する注意喚起とか、あるいはパスワードは子供に教えないようにとかと伝えるのも、逆に提供している会社の義務だと思えますし、そういった学習教材として、タブレットを今後デジタル教科書のことも問題に挙がってくるとは思うので、そういった意味も含めて、今、検証という感覚でもおつき合いいただけるのであれば、きちんとした体制で保護者へのこれを扱うためのリテラシーブックみたいなものをつけていただくなり、パスワードは保護者が管理するものであって、子供が勝手に操作させるようにしてはいけないというような形で学習には全くパスワードで設定を変更する必要がないので、学習用の教材であれば、保護者はパスワードを教えるべきではないというようなことをきちんと伝えていただいて教材として提供していただくというようなことをきちんと通達していく必要があるかなと考えます。

ということで、要するにIT、インターネット、通信、もともとそういったところではなかった事業者さんの参入によって、この17条とか、あるいは子供たちの青少年のインターネット環境が守られない危機感が結構最近ひしひしと感ずるので、そこの部分をきちんと整備していく必要があるのではないかと思いますし、こういった法律やいろいろな施策をもう一回見直しをかけていく状況において、そういった企業さんへの何かメッセージも入れる必要があるのではないかと感じます。

長くなりました。以上でございます。

○清水座長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

経済産業省、総務省から何か御発言はありますか。よろしいですか。

○玉田消費者行政課課長 はい。

○清水座長 学習タブレットというのは、効果的だと思っていたのですが、そのような話を私は恥ずかしながら今初めて伺った次第です。

それでは、ほかに御意見ございましたらお願いします。

○曾我委員 曾我でございます。

御質問というよりは、もし答えられるのならば答えていただきたいというところがございます。青少年インターネット整備法の重要性というのは、現在でも5割近くの保護者や関係者がフィルタリングを利用しているということは、その重要度は非常に高いと思います。ただし、今の社会環境の中で、フィルタリングのあり方がもう点としてフィルタリングが進まなくなってしまうと形骸化していつているのか、それともリテラシーの低さからそうなっているのかというのをよく考えていくと、今の尾花さんの話もそうですが、やはりそのような社会状況の方たちが使っているということを前提に、フィルタリングのあり方

をここできちっと検討しないと、次々次々盲点ばかりになってしまうという可能性が高まると思います。

前は、携帯会社にお問い合わせすればフィルタリングがかかるという状況でしたが、今はそういう状況でないということは全ての方たちが参入する可能性があるということを踏まえて、青少年インターネット整備法でどのようにフィルタリングということを押し進めて、日本の青少年環境を守るのかということをしきりと検討しなければいけない場合において、各省庁の連携ができ始めたのですから、各省庁の連携がもっと効果的になるように、経済産業省さんにはどんどん参入する企業がその辺の法、マナーを守るような環境取組をしていたかなければならないでしょうし、総務省さんにはその通信の整備をしきりとして、どのようなことをきちんと企業に対して求めることができるのか、またコミュニティーの問題やさまざまなあり方が一括フィルタリングをかけると、高校生までこんな厳しいフィルタリングになってしまうということではなくて、通信を使えるような大人をつくっていくためにどのようにプログラムをして、安全施策をしながらだんだんフリーで使える大人を育てるのかという、このような形で青少年インターネット整備法がフィルタリングをということを考えれば、きちんとその状況は社会の中で受け入れられていくと思いますし、PTAもそこに目を開くと思いますので、そのような状況づくりをそれぞれの省庁がどのようにできるのか、そろそろもう一度考えて直していただけてつくっていただく。我々検討委員はそこにメスを入れるという必要性がある時期に来ているのではないかと思いますので、その入り口をお話することができる省庁があればお話をお聞きしたいと思います。

○清水座長 貴重な御発言と思いますが、どなたか御発言ございますでしょうか。

御指摘としては非常に重要なことかと思えます。今、即答してくださいと言われてもなかなか難しいということかと思えますが、少し状況が変わってきたということのお二人の委員の御発言かと思えます。そういうことを踏まえて、今後どのようにしていくかということに関係府省の連絡会みたいなものがありますね。そういったところでも多少議論していただくということをお願いしてもよろしいでしょうか。

どうぞ経済産業省からお願いします。

○佐脇情報経済課長 スマートフォンがさまざまなチャンネルを通して販売されているといった実態につきましては、いわゆる携帯電話のたぐいを売るという限りにおいては、ある種しっかりした監督のもとに一貫通貫で総務省のもとにおかれておりますので、そこは量販店であろうが、御心配が要らないのではないかと一義的には思っています。

学習用タブレットの端末の話は大体出ましたけれども、私ども、利用シーンに応じたフィルタリングの徹底という観点から調査を重ねておりまして、エピソードではなくファクトを見る限り、6～7割、もう少し上ぐらいは基本的には専用サイトしか見ていないということでございます。したがって、ある意味、ファクトオリエンテッドな議論ができるように、そういった観点からも貢献していきたいと思えます。

○清水座長 貴重なデータも御紹介いただきまして、ありがとうございました。

ほかに御発言ありますでしょうか。今の件に関しましてよろしいでしょうか。
どうぞ。

○尾花委員 これはお願いなのですが、具体的にお名前を出してしまうのもあれですけども、イオンさんとかビックカメラさんに、その仕様の決定に関してどんな点に留意されたとか、青少年に対してどういう体制で製品の製造販売をされたのか、これからしていくのかというところだけ確認をいただければうれしい。省庁さんのどちらにお願いするべきなのかが私もよくわかっていないのですが、そこの部分だけお尋ねいただければ、逆に彼らもわかっていなかったのだったら、まずいな、対応しなければと思っていただけたらと思うので、ヒアリングだけしていただければうれしいなと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。今のに関係なくてもよろしいかと思いますが、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。
どうぞ。

○曾我委員 きつい話ではなくて、警察庁さんにお伺いしたいのですが、今のネットの状況の中で、過去よりも一時よくなって悪化しているという状況は数字的には出ているのですが、警察庁さんの中でどのような対応をすると、PTAなどはかなり各県警さんとかと連携しながらいろいろ対応策をしていくのですが、いいというようなお話が警察庁のほうに来ているかというお答えを聞かせていただいてもよろしいでしょうか。警察庁というか各県警ですか。各県とは全然別件の話になるのですか。

○田村少年保護対策室長 前回の会議のときに私の方からちょっと御説明しましたけれども、スマートフォン時代を踏まえた有害環境浄化対策の積極的な推進ということで、昨年12月に各都道府県警察あてに通達を発出いたしました。今日お配りした資料5-1の2のところ、前回私から御説明しましたので今日は説明が飛びましたけれども、児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進の(1)のところはその通達の御説明になっておりますけれども、こうした4点について各都道府県警察の少年担当部門にこういう点を踏まえてきちんと対応するようというところは指示しております。ですので、各都道府県警察においても、こうした事件が最近増加の傾向にあるということは認識しておりますので、各県警それぞれ既に対応を始めているところではございますけれども、それに対してより積極的に関係部門とも連携をとりながら、一層積極的な取組をするようというように伝えられているところであります。

今日お配りしている5-2のリーフレットにつきましても、これは最近できたものですが、ご覧をいただければおわかりのように、中を見ていただくと、どういう行為がどういう犯罪に該当してしまうことになるのかという点を主にほかの省庁さんでもいろいろ作ってらっしゃるリーフレットと対比ができるように、要するに子供さんたちに見せたり説明したりするとき、親御さんの方から説明するときにも、こういうことをするとこういうような犯罪になってしまう、あるいは犯罪の被害者になってしまうということをき

ちんと御説明できるようにということで、そうした観点から、警察庁としてつくるリーフレットとして少し独自性を強めたものにしようかなということでこういう構成の資料を作ったところでございます。御参考まで。

○清水座長 どうぞ。

○曾我委員 意図としては、それを皆さんに投げかけて、それを逆フィードバックで、どういうふうに皆さんとそういう会を開いた後に答えが返ってきているか。もっとこういうように進めてくれとか、こういうようにしてくれとか、ここが一番困っているとか、そういうものが逆に入ってきていないでしょうかという御質問なのです。

○田村少年保護対策室長 いろいろなケースの報告を受け始めているところでございますけれども、各県警でも一番頭を悩ませているのが、ほかの省庁さんからの御説明でもありましたように、保護者への効果的な啓発活動ということで、リーフレットを作っているいろいろな説明はしているのですけれども、一番来てほしい保護者の方々がなかなか来ていただけない。説明会をしたり、進学、進級時を捉えて、学校の現場の方々と警察の担当も入って、合同でこうした問題が起こる可能性がありますということで、保護者向けの説明会なども積極的に開催するようにはさせていただいているのですけれども、なかなか一番来てもらいたい層の保護者の方々を集めるのが難しいというところでいろいろ知恵を絞りたいのだがというような意見とか報告は来ております。

それについては、もちろん私も警察庁としてもいろいろな知恵を絞っているところでございますけれども、なかなかこれといった決定打が見つからないかなというところで、引き続き関係省庁さんの御意見も聞きながら、そこがうまく進むようなアイデアがないかなと思って検討しているところでございます。

○曾我委員 ということは、この整備法が浸透するということは、わかってから浸透するわけであって、わからないと今と同じような結果になってしまうということは、そういう方でも守れるようなフィルタリングの制度をきちんとつくって、子供たちにそれを活用してもらって、そして段階的に大人になってフリーになって使えるという状況づくりを踏まえなければいけないというもののあらわれのような気がしますので、そこをこれからの検討委員の中ではしっかり検討して、そういうところまでも手が届く法律にどこまで近づけることができるかというのをぜひお願いしたいと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。

今、警察庁のお話の中で、本当に来てほしい人に来てもらえないという話があったのですが、長年この懸案は難しいということになってはいますが、曾我委員と高橋委員のほうから何かその辺で、PTAでいろいろ活動されて、やはり同じ問題がありますね。どういうようにすれば本当に知ってもらいたい人に周知できるのかという何かいい案というのがあられるでしょうか。もしあれば紹介していただくとありがたいと思います。

どうぞ。

○曾我委員 まず最初に、案というわけではないのですが、PTAの会長になったときに、よ

く全員が集まっていないからあれだという話になったときに、集まるのは簡単で、問題が起きれば簡単に集まるのです。問題が起きないということは、問題がクローズアップされないから、知らないうちにみんな集まらなくて済んでいる。だから、明快に問題をきちんと大きなことであれば大きなことということで、やはりあなたのご子どもさんに直接かわるということをきちんと言わないといけない。何となく守られるとかというのでは、まず自分のところは大丈夫だろうとしか思わない。

だから、学校できちんと伝えてほしいことはきちんとそういうことで、学校の先生が言っていることは事実なのですよとPTA側は相当フォローしないといけないということ。集まらなければ、知らなかったら大きな損失をするという。我が子が非常にデメリットを受ける。ここを物すごく強調しないといけないのですが、青少年インターネット整備法の中でインターネットに関しては、自分のところには起きないとほとんどの保護者がいまだに思っています。ここが非常に盲点だと思います。こちら側で守ってしまっていると思っているのかもしれないので尾花さんが一番詳しいかなと思う。

○清水座長 では、どうぞ。

○尾花委員 まず、今今の高校生とかのお母さんたちというようなことよりも、前回も私はお話をしたと思うのですが、ぜひこれは厚生労働省にお願いしたいところで、資料10の先ほど東京都さんの例が幾つか乗っていたのですが、この中にも一部書いてあるのですが、けれども、日本小児科学会がスマホに子守りをさせないでということで、子供の健全な発達を妨げる恐れがあるとの指摘があります記載されているのですが、学校の保護者会に出てこない保護者でも、多分初めての子供が生まれるときの母親学級はかなりの割合で行ったと思うのです。少なくとも母子手帳は100%みんな持っているものなのです。使わないと子供を日本では産めないのです。

なので、今、保護者である方たちのケアももちろんですけども、これからどんどんもともと新しい保護者がふえてきますので、その科形に伝えられるような母子手帳の中への記載だとか、あるいは母子手帳と一緒に母親学級に来るなり、例えば健診に来るなりするときに渡すフライヤーに入れるなりして、お母さんになる前の段階から興味を持ってもらって、特にその世代が多分これからお母さんになってくると思うので、もともと興味があって自分たちで使っていた子たちがお母さんになっていきますから、そういった人たちにまず行かない、関心がないという保護者を減らす、将来の保護者を減らすという活動は、今、すぐにでもできると思うのです。ですから、それをまずやっていただきたいと思うのが1つ。

あとは今ニュースとかでかなりクローズアップされてきているのが、振り込め詐欺の母さん助けて詐欺と言われていますが、詐欺の受け子の役を一番小さい子だと小学生の女の子というケースもありましたけれども、要するにSNSでお友達になり、その人から、その友達になった人にいいアルバイトがあるよとみんなに拡散してと言い、その友達になった女子大生なり高校生なり中学生なりが、自分のSNSで拡散することによって、その人を

信用していたフォロワーが結局受け子として利用されてしまうというような。

ですから、そうなると、出会い系サイトに行かなければ大丈夫とか、自分で買春行為みたいなことをするような子には育てていないから大丈夫ではなくなっていて、本来常にやりとりをしている友達からも、実はその子も悪意がないのに、第三者に利用されることによって、直接被害に遭ってしまって、実際に検挙されたりとか、脅されたりしている子供が出てきているという実態を何らかの形でもう少し伝えていければ。要するに身近な問題なのだと。出てこない保護者の方たちは、それでも出てこない保護者は多分いらっしやると思うので、その場合はしようがないので、まず1つは子供をちゃんと教育する、子供自身を教育すること。

ここはもう教育という意味で、家庭が無理だったら学校でできることをできるだけほかにやることはいっぱいあるのでこればかりやるわけにはいきませんが、できる範囲でできるだけ子供に直接教えるということが1つと、あとできる保護者が一緒にフォローしてあげる。お友達、自分の子供に被害を及ぼすであろう身近な友達のフォローは、その家がしないのだったらうちでやろうというように呼びかけていただく。

この2つぐらいが現状、小中高校生の保護者が子供さんたちに対してできることではないかと思います。でも、未来の保護者に対してやっていただきたいことは、今すぐにでも取りかかっていたきたいので、そのあたり、出席されている省庁の皆様からフォローいただければと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 先ほど座長のからお話がありましたけれども、実は私も小学校、中学校、高校、ずっとPTAをやっていて、やはり年代ごとに変ってきている。特に最近思うのは、親の自覚がなくなっているというのは皆さんからよく言われるのですけれども、最近の親はと、以前よりも本当に自覚がなくなってきている。産んでしまって、育てる段階になるとある程度子供の自主性などという言葉を出してしまって、母親でもほとんど家にいるわけではないし、共稼ぎでやっていますので、働き始めると自分の時間は自分の時間と、だから、夜は帰ってこないとかあります。

ただ、最近変わってきたのは、入学式のときに両親そろってくるというのが本当にふえました。ですから、これは多分小学校、中学校、高校もそうです。高校もほとんど九十何パーセント出席しますので、何かあるときにこの前の一斉行動を起こしていただいた、ああいったようなことが入学式の入学説明会とか、ああいったところで一気に時間をとって、そこで集中的に入ってきた段階できっちりお話をするというような時間しかなかたれないのではないかと思います。

変な話、事件が起きたら集まるかと、例えば学校で自殺がありましたと、全ての保護者は来ません。そこなのです。普通、来ると思うのですが、来ない親がいるのです。だから、そこが非常に怖いところで、何かで連絡網を回そうというと、連絡網は個人情報ですから、

一切回してくれるなど。そうすると、どこで連絡をとるかといったら、担任なのです。担任だけにはしょうがないから自分の連絡先とかというものを教えていますので、やはり今後何かあった時に学校で統一的な連絡網とかそういったものをつくれませんので、各クラスの担任が責任を持って保護者に連絡体制をとるとか、どうしても集まってほしい緊急体制のときには集まってもらって、そういった方法しかとれなくなっているという個人情報保護の保護。

これは個人情報の保護なのか、利己的な主義の発達なのか非常に紙一重ですけれども、そういった状況がありますので、そこのところをお互い理解し合って、先生だったらこの辺はある程度情報をお預けしますので、何か緊急のときにやってくださいと。しかも、しれもちゃんと文章で残しておかないと、後でまたぐだぐだ言う人がいっぱい出てくるので、多分学校現場では相当苦勞されているのだらうと思うのですが、そういったのが今現状です。ですから、何かあるときに私たちもいろいろなことをやるのですけれども、数多く球を打っているようなことをやりますよということをやっている、その中でたまたま時間があったときに来ていただくとか、そういった方法でなかなか周知徹底ができないような時代に少しずつ変わってきたかなという気がしています。

ですから、環境整備法も一番初めにつくったときにはまだ携帯電話自身が余り数多くなかったのですけれども、今もうとにかく日本国民みんなが携帯電話を持っているような所持率になってきましたので、先ほど尾花さんから話があったような、そういったうちのおじいちゃんなども携帯電話でとにかく使いやすいもの、簡単にできるものとか、そういったのがいっぱい出てきますし、量販店が出しています。ですから、ちょうどここ1～2年ぐらいの間に音楽プレイヤーだとか、ゲーム機だとか、そういうところからのストップがかからなくなってきたようなものがあって、多分前回話したかわからないけれども、単価が1万円のものに年間3,500円のセキュリティとフィルタリングをかけてしまうと、もう買ったときのお値段と余り変わらない、だったらこれはちょっとねと。携帯は料金がかかるからフィルタをかけようかと言うけれども、その感覚の差というのがあると思うので、それでもやはり指導はきっちりやっていかなければならない。そうでなかったら、そういった製品は、一番初めにいうと、何年か前に言ったのですけれども、売り出さないでほしいですよという、ある程度規制をかけてほしいですよというぐらいの気持ちはあるのですけれども、なかなか音楽も買う時代になりましたので思うようになりません。

そこのところをもう一回原点に戻って、環境整備法を今の時代に遭うように少しずつ改善していくということも必要なのではないのかなと。ただ、いままでのことに関しては非常に各省庁さんの協力と、各委員さんのおかげで、以前と比べて随分こういったネットに関する関心と対応ができていますのだと思います。

ところが、やはり落とし穴がいっぱいふえてきましたので、もう一回この1年間でそのところの穴がうまく補正できればいいなと思っています。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○尾花委員 尾花でございます。何度も申しわけありません。

1つ、スマートフォンが出て、一般に流通するようになって、数年たち始めて、今やはり新たな問題がお下がりスマートフォンの問題なのです。保護者の方が買い変えた古いスマートフォンやタブレットを、保護者がいじっていたままの環境で、下手をするとクレジットカード番号と暗証番号まで入ってしまった状態のまま、子供にお下がりとして、もう使わなくなったら、これだったら使っていいよと、2歳、3歳の子に、要するにタブレットのおもちゃのような感覚で貸し与えてしまう。それを使っていると、大人しくしてくるから、この間に家事をしたり、食事の支度をしたりというようなケースがどんどんふえてきているような現状です。

お下がり携帯電話だったときはまだカメラぐらいしか使わなかったのでよかったです。スマートフォンになってしまうと、御承知のとおり、2歳でも、3歳でも、いじれば使えてしまうので、そこからもちろん課金の問題も出てきていますけれども、小さいころからタブレットを手放せなくなってしまうような、要するにキッズネット依存症みたいな子たちも製造してしまっているような御家庭が少なからずあるようなので、販売するときは販売店がきちんと対応するような法律があるのですけれども、販売し終わって要らなくなったものをどうするかに関しては、多分この段階にならないと現状が見えてこなかったもので、どこも取組んでいないと思うのです。その点についても、この検討会の中でなのか、別の取組としてなのかは私もわかりませんが、そのあたりもこのあたりの有識者の皆さんの御意見もいただきながらうまく広めていかないと、そこから子供たちへの健康被害や成長被害というようなものも出てきてしまうと思うので、これも忘れないでこれから話し合っていきたいなと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

藤原座長代理、どうぞ。

○藤原座長代理 知らないことばかりを教えていただいて、勉強になりました。いろいろ御提言いただいたことは、原点に返って有効に適切に法律が運用されるように御努力いただくという御趣旨で、それ自体はとてもよくわかります。ただ、一方でそもそも法律というものを100%、1つの法律を100%実効的に施行しようとするすと、こういったインターネット関係の法律というのはいろんな利益の衡量の上にバランスをとってできていますので、先ほどもファクトファインディングが重要だという御意見がありましたけれども、バランスをとりつつ運用していく必要がある。そもそも原点は、きちんと安心してインターネットを利用できるようにして、過保護でなく、ちゃんと泳ぎながら、プールにいきなり放り込むことはしないけれども、泳がせながら泳ぎが上手になるようにやろうと言ってきた法律ですので、1つの法律で何もかも規制できるのかということのバランスだけは失わないように我々は議論していきたいと思います。そのことだけ念のために。

○清水座長 基本的な話をしていただきまして、ありがとうございました。

ほかに御意見がございましたらお願いします。そろそろよろしいでしょうか。

1つ、私から、本日感じたことをお話しさせていただきたいと思いますが、本日、各関係省庁から素晴らしいパンフレットを御紹介いただいて、それぞれ担当する分野とか対象とか考えて拝見すると非常にすばらしいというように思ったのです。これは例えば保護者用とか、これは子供用とか高校生のためとか、中学生のためとかという御説明がありましたが、関係府省のホームページにありますという御説明があったのですが、例えば保護者のためということで、例えばこの事務局、内閣府のページか何かに、保護者のといったときに関係府省のがずらっと並んで、特に比較して見られるとか、その中から自分が特に使いたいものを選べるとか、あるいは中学生の為といったら、中学生というのはまとまっているサイトのようなことはもし可能であればやっていただくと、利用者の利便性とか、美容率とかやっていただくと、利用者の利便性とか、利用率とか、高まるような感じがしのです。すばらしいだけに、また過去にも御照会いただいたのが非常に素晴らしいのがあったと思いますが、ダウンロードすればプリントできるという世界ですので、可能性があればお願いしたいと思った次第です。

どうぞ、お願いします

○山岸参事官 事務局のほうからお答えをします。

官民のどの場のところでそういう情報共有の機能が一番果たせるのかという点はあるかと思いますが、御指摘の点については誰のためという形で網羅的にという点についてこれまでの検討会でも御指摘を受けていますので、情報共有の観点から、それをどう促進するかということで前向きに検討を進めていきたいと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、そろそろよろしいようでしたら、最後、その他の議題ですが、今後の予定でございませう。

事務局からお願いします。

○山岸参事官 次回以降の会合についてでございますが、委員各位に日程の調整のお願いをいたしまして、第23回の会合を5月22日の木曜日の14時から、第24回の会合を6月26日の木曜日の14時から行いたいと思います。

本日に引き続きまして、法、基本計画に基づく施策の推進状況等に関する検討を御議論いただく予定としております。民間団体、第三者機関等から発表等をいただく方向で調整を進めております。

また、自由討議におかれましては、緊急に対処すべき課題やこれらに対する具体的な対処方策について本日も御議論いただきましたが、この検討会の議論については、可及的速やかに具体的な施策事業に反映できるものは即時に反映していきたく考えております。先ほど尾花先生のほうから御指摘になられたライフサイクル支援の視点につきましても、子ども・若者育成支援の関係課長会議や、関係する会議体の方にこちらの検討の状況をフィ

ードバックするとともに、我々としても、その問題意識を持って施策事業の遂行に当たりたいと考えております。

振り込め詐欺の論点につきましては、7月の青少年の非行被害防止全国強調月間がございますが、その中での重点課題の一つとしてインターネットの安全・安心というものを第一に掲げております。また、その中で振り込め詐欺の論点についても触れる形で要綱の調整を進めておりますので、その中で尾花先生の御指摘ができる限り反映できるように努めてまいりたいと考えております。

できますれば、このような緊急に対処すべき課題等については、これまでの検討会の議論等を踏まえまして、ぜひ個々の委員のほうからの書面等の形でも結構でございますので、御意見等もいただければと考えております。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

以上が今後の予定の御説明でした。以上で本日の議題は全部終了でございます。本日は、昨年度調査されましたインターネット利用環境実態調査の結果につきまして御説明をいただきました。継続的な変化と昨年度、25年度に新たに得られましたいろんな知見というのが今後考えていく上で非常に参考になる御説明だったと思います。

また、詳細な冊子もいただいておりますので、関心のあるところをぜひご覧いただければと思う次第であります。

続きまして、各関係府省庁から、25年度の進捗状況を御説明いただきまして、また、その進捗状況等に関する検討とか方向性も含めて御説明をいただきました。非常に精力的にいろんな観点でされているということをよく理解できた次第です。それぞれの関係府省がそれぞれの立場で精力的にやっつけていただいているのですが、それを総合化するこの会議の場というのが非常に効果的といいますか、我々にとってみれば非常に勉強になったと思いますし、また、この問題の重要性を強く感じたところであります。

そして、最後に各委員から貴重な御意見を多々いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで本日の議論がいろいろな観点でされたと思っております。

先ほど今年度の予定が事務局から御説明がありましたけれども、今年度はかなり精力的にいろんな観点で行うという計画でございますので、この検討会の回数も多くなっているかと思えます。そういうことからしましても、各委員にはまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

長い間ありがとうございました。これで第22回の検討会を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。